

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 七 月 十 四 日

目 次

○岐阜県税条例及び岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	三 ^{ページ}
○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(子ども・女性政策課)	六
○岐阜県認定ことも園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例	(子育て支援課)	八
○岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(水道企業課)	一〇
○岐阜県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例	(議事調査課)	一〇
○岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	(議会総務課)	一一
○岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例	(議事調査課)	一二
○岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一二

本号で公布された条例のあらまし

◇岐阜県税条例及び岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部を改正する条例(条例第二号)

一 岐阜県税条例の一部改正

1 個人県民税

(一) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座につき契約不履行等事由が生じた場合に、次の措置を講ずることとした。

ア 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課することとした。(附則第九条の二の二及び附則第一一条の六の二関係)

イ 株式等譲渡所得割では、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとした。(附則第一一条の六関係)

(二) 特定暗号資産を譲渡した場合の所得に係る所得割について、次の措置を講ずることとした。

ア 当該譲渡による譲渡所得等について、他の所得と分離して二パーセントの税率により所得割を課することとした。(附則第一一条の九関係)

イ 前年前三年内の各年に生じた損失の金額について、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として控除することとした。(附則第一一条の一〇関係)

○関係

2 不動産取得税

新築の特例適用住宅及びその用に供する土地に係る課税標準等の特例措置に

ついて、次の区域内にある住宅及びその用に供する土地を対象から除外することとした。(第五三条、第五五条及び附則第七条関係)

(一) 災害危険区域(知事が認めた区域を除く)、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域

(二) 市街化調整区域のうち、土砂災害警戒区域及び洪水等の浸水想定区域(想定される水深が三メートル以上の区域に限る。)

3 その他所要の規定の整理等を行うこととした。

二 岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部改正

「地方税法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、一部を除き、令和九年一月一日から施行することとした。

◇学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第二三三号)

一 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行に伴い、次の五条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例

2 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

条例

3 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

例

4 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

5 岐阜県幼児保護携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

二 この条例は、令和八年十二月二十五日から施行することとした。

◇岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例(条例第二四号)

一 認定こども園及び保育所の基準を定める内閣府令等の一部改正に伴い、次の四条例について、内閣府令等の改正内容のとおり改正を行うこととした。

1 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例

2 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 岐阜県幼児保護携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する

基準を定める条例

4 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

一 「地方自治法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和八年九月二十四日から施行することとした。

◇岐阜県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

一 「文化芸術基本法」の一部改正等を踏まえ、所要の規定の整備を行うこととした。

1 基本理念について、年齢、障害の有無等にかかわらず等しく文化芸術活動に参加できるような環境の整備や、観光、まちづくり、国際交流等の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならないこと等を明記することとした。(第二一条関係)

2 文化芸術の振興に関する基本的な計画を定めるものとし、その策定に当たっては、有識者の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講じることとした。(第六条関係)

3 伝統文化の継承及び発展に当たり、県は、市町村、企業、団体、教育機関、個人等の多様な主体と連携することとした。(第二二条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二七号)

一 議長、副議長及び議員に支給する旅行諸費を廃止することとした。(第四条関係)

二 この条例は、令和八年一〇月一日から施行することとした。

◇岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

一 高山市選挙区(選挙すべき議員の定数二人)と飛騨市選挙区(選挙すべき議員の定数一人)を合区して高山市・飛騨市選挙区とし、同選挙区において選挙すべき議員の定数を三人とすることとした。(第二一条関係)

二 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用することとした。

◇岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）

一 議会の議決の対象とする県の基本計画等に、議員提案により制定された条例により策定することとされているスポーツの推進に関する計画及び文化芸術の振興に関する計画を加えることとした。（第二条関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県税条例及び岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十四日

岐阜県知事 江 崎 慎 英

岐阜県条例第二十二号

岐阜県税条例及び岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部を改正する条例

（岐阜県税条例の一部改正）

第一条 岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項中「第二条の二第九項」を「第二条の二第十項」に改める。

第五十三条第一項中「限る。」の下に「次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域（第二号において「市街化調整区域」という。）のうち第二号イ若しくは

ロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第五十五条第一項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。」を加え、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として施行令第三十七条の十八第一項に規定する期間が五年以上であるもののうち同条第二項に規定するものの建替えにより新築された住宅を除く。）

イ 建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域で施行規則第七条の六第一項に規定するもの

ロ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域

ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

ホ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域

二 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がイに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域

ロ 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域で施行規則第七条の六第三項に規定するもの

第五十三条第三項中「第三十七条の十八第一項」を「第三十七条の十九第一項」に、「第三十七条の十八第二項」を「第三十七条の十九第二項」に、「第三十七条の十八第三項」を「第三十七条の十九第三項」に改め、同条第九項中「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第十項第一号中「第九十一条第四項」を「第九十一条第三項」に改め、

同項第二号中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改める。
第五十五条第一項中「住宅」の下に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

附則第七条第七項中「認定事業」の下に「(その事業区域の全部又は一部が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にあるものにあつては、施行令附則第七条第十一項に規定する要件を満たすものに限る。)」を加え、「平成二十七年四月一日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二十三号)の施行の日」に改め、同項ただし書中「同法」を「都市再生特別措置法」に改め、同条第八項中「の新築を」を「(第五十三条第一項に規定する特定区域内住宅を除く。)の新築を令和十一年四月一日から」に改め、「まで」の下に「の間」を、「取得が」の下に「令和十一年四月一日から」を加え、同条第十四項中「同条第十三項」を「同条第十七項」に改める。

附則第九条の二の二第三項中「に定めるもののほか、これら」を削り、「附則第三十三条の二の二第三項」を「附則第三十三条の二の三第三項」に改め、同条を附則第九条の二の三とし、附則第九条の二の次に次の一条を加える。

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第九条の二の二 租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座(以下この項、附則第十一条の六及び附則第十一条の六の二第一項において「非課税口座」という。)及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座(以下この項、附則第十一条の六第三項及び附則第十一条の六の二第一項において「特定課税未成年者口座」という。)を開設する個人の同法第三十七条の十四第四項第一号に規定する基準年(附則第十一条の六第三項及び附則第十一条の六の二第二項において「基準年」という。)の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由(以下この項、附則第十一条の六第三項及び附則第十一条の六の二第二項において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等(同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。)について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第十八条第一項第六号及び第三十七条の十二の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

3 前二項の規定の適用については、法附則第三十三条の二の二第三項に規定するところによる。

附則第十条の二第三項中「及び第七項」を「、第四項及び第九項」に、「第十二項」を「第十四項」に、「定める」を「規定する」に改める。

附則第十一条の六第一項中「同条第五項第一号に規定する」及び「(以下この項及び次項において「非課税口座」という。)」を削り、同条第二項中「以下この項」及び「金額(以下この項)」の下に「及び次項」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「附則第三十五条の三の二第三項」を「附則第三十五条の三の二第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第十八条の六の二第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定するところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の十四第四項第一号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該県民税の所得割の納税義務者への返還(同条第五項第六号ホ①に規定する租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十五条の十三第三十二項に規定する事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。)があつた非課税口座内上場株式

等については前項の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ホ⁽²⁾に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

附則第十一条の六の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十一条の六の二 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第三十七条の十四に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用については、法附則第三十五条の三の三第二項から第四項まで

に規定するところによる。

附則第十一条の七第三項第二号中「(昭和三十二年政令第四十三号)」を削り、同条第五項中「に定めるもののほか、これら」を削り、「附則第三十五条の三の三第五項」を「附則第三十五条の三の四第五項」に改める。

附則第十一条の八第三項中「に定めるもののほか、これら」を削り、「附則第三十五条の三の四第三項」を「附則第三十五条の三の五第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十一条の九 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第十九条及び第二十一条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第十八条の六の四第一項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により適用される法附則第三十五条の三の六第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用については、法附則第三十五条の三の六第二項及び第三項に規定するところによる。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第十一条の十 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十七条第一項又は第三項の規定による申告書（次項の規定により適用される法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法附則第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合

(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、施行令附則第十八条の六の五第一項に規定するところにより、当該納税義務者の前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用については、法附則第三十五条の三の七第二項から第六項までに規定するところによる。

(岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県暴走族等の根絶に関する条例(平成十六年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第四百四十二条第一号」を「第四百四十二条第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第一条中岐阜県条例附則第十条の二第三項の改正規定及び附則第二項の規定
令和十年一月一日

三 第一条中岐阜県条例第五十三条第一項及び第三項、第五十五条第一項並びに附則第七条第八項の改正規定並びに附則第四項、第五項及び第七項の規定
令和十一年四月一日

四 第一条中岐阜県条例附則第七条第七項及び第十四項の改正規定並びに附則第六項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二十三号)の施行の日

五 第一条中岐阜県条例第五十三条第九項及び第十項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

六 第一条中岐阜県条例附則第十一条の八の次に二条を加える改正規定及び附則第

三項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の一月一日
(県民税に関する経過措置)

2 第一条による改正後の岐阜県条例(以下「新条例」という。)附則第十条の二第三項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が前項第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第一項の土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第十一条の九及び附則第十一条の十の規定は、附則第一項第六号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 新条例第五十三条第一項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 新条例第五十五条第一項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第七条第七項の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第七条第八項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和八年七月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第二十三号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成十八年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第六条」を「第五条」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

12 認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第四十七条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条の五中「第十条」を「及び第十条」に改め、「及び第四十七条」を削る。

第七十二条 第七十二条の二、第七十二条の十一及び第八十条中「から第四十六条

まで、第四十八条」を削る。

(岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第四十四条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十八条中「第四十三条まで、第四十五条」を「第四十五条まで」に改める。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第十二条の二 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一

項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。
(岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年岐阜県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。
第二条の二の次に次の一条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第二条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第二十四号

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成十八年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「三十五人」を「三十人」に改める。

第七条に次の一項を加える。

5 第一項、第二項及び前項の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。
ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録証を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第四項中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

附則第八項の表附則第四項の項の前に次のように加える。

第七条第五項

第七条第一項の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者	特定理学療法士等
-----------------------------------	----------

附則に次の一項を加える。

9 第七条第五項及び附則第七項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録証を有する者(第七条第五項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第四十六条に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第六十七条第五項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療

育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第七項、第十九項又は第二十項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第七項中「この項において」を削り、「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の下に「（同条第一項に規定する保育士をいい、同条第三項、附則第十九項又は第二十項の規定により保育士とみなされる者及び同条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第二十一項中「法第十八条の十八第一項の登録を受けた者」を「第四十六条第一項に規定する保育士」に改め、「いい」の下に「同条第三項、」を加え、「がない」を「がないもの」に、「第四十六条第二項」を「同条第二項」に改める。

附則中第二十三項を第二十四項とし、第二十二項を第二十三項とし、第二十一項の次に次の一項を加える。

22 第四十六条第三項及び附則第七項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第四条第一項及び第三項の表備考第一号中「指導保育教諭」の下に「主務保育教諭」を加え、同表備考に次の一号を加える。

五 第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと

同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第四条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

第十一条及び第十二条第二項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附則第十項中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

附則第十二項ただし書中「第四条第三項の表備考第一号」を「同表備考第一号」に改める。

附則第十四項中「附則第十項」を「第四条第三項の表備考第五号及び附則第十項」に改め、「者」及び「当該」の下に「特定理学療法士等、」を加える。

附則に次の一項を加える。

15 第四条第三項の表備考第五号及び附則第十二項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者（同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年岐阜県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例」の下に「（次項において「新認定こども園認定条例」という。）を加え、「及び第四号」を削り、「当分」を「令和十年三月三十一日まで」に改め、「改正前の岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例」の下に「（次項において「旧認定こども園認定条例」という。）」を加える。

附則第四項中「改正後の岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「（次項において「新幼保連携型認定こども園基準条例」という。）」を、「第四条第三項」の下に「（満四歳以上の園児の教育

及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。」を、「改正前の岐阜県幼児
連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
の下に「(次項において「旧幼児連携型認定こども園基準条例」という。)」を加え、
同項を附則第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 新児童福祉施設基準条例第四十六条第二項(満四歳以上の幼児に対し保育を提供
する保育士の数に関する部分に限る。)の規定は、保育士の配置の状況に鑑み、保
育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しない。この場合に
おいて、旧児童福祉施設基準条例第四十六条第二項(満四歳以上の幼児に対し保育
を提供する保育士の数に関する部分に限る。)の規定は、施行日以後においても、
なおその効力を有する。

附則第三項中「改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例」の下に「(次項において「新児童福祉施設基準条例」という。)」を、「第四十六
条第二項」の下に「(満三歳以上満四歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士
の数に関する部分に限る。)」を加え、「当分」を「令和十年三月三十一日まで」に改
め、「改正前の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の下
に「(次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。)」を加え、同項を附則第四
項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 新認定こども園認定条例第六条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、
子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の
提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しない。この場合におい
て、旧認定こども園認定条例第六条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、
施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の一項を加える。

7 新幼児連携型認定こども園基準条例第四条第三項(満三歳以上満四歳未満の園児
の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)の規定は、園児の
教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障
を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、適用しない。この
場合において、旧幼児連携型認定こども園基準条例第四条第三項(満三歳以上満四
歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)の規
定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における一学級の子どもの数について
は、第一条の規定による改正後の岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例第五
条の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によるこ
とができる。

3 この条例の施行の際現に存する幼児連携型認定こども園における一学級の園児数に
ついては、第三条の規定による改正後の岐阜県幼児連携型認定こども園の学級の編制、
職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三条第二項の規定にかかわらず、令
和十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第二十五号

岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第十号)の一部を次
のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に
改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

岐阜県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第二十六号

岐阜県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例

岐阜県文化芸術振興基本条例（平成二十年岐阜県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「県民が等しく、文化芸術にかかわる機会を持ち、」を「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又は」に改め、同条に次の二項を加える。

6 文化芸術の振興に当たっては、本県の文化芸術が広く発信されるよう、文化芸術を通じた国内外の地域との交流の推進を図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図られるよう配慮されなければならない。

第十三条を第十六条とする。

第十二条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十五条とし、第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とする。

第九条中「県は」の下に「市町村、企業、団体、教育機関、個人等の多様な主体と連携し」を加え、同条を第十二条とする。

第八条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第十一条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、体験学習等文化芸術に関する教育の充実、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第九条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者が行う文化芸術に関する創造的活動、公演等への支援、これらの者による文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（基本計画）

第六条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 文化芸術振興施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、懇話会等を設置し有識者の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第二十七号

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和二十六年岐阜県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

附 則

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発する旅行から適用し、施行日前に発した旅行については、なお従前の例による。

岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第二十八号

岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例（昭和四十二年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表高山市の項選挙区の名称の欄中「高山市」を「高山市・飛騨市」に改め、同項選挙区の区域の欄中「高山市」の下に「飛騨市」を加え、同項中「二人」を「三人」に改め、同表飛騨市の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第二十九号

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成十六年岐阜県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、議員提案により制定された条例により策定することとされている計画、指針その他これらに類するものであって次に掲げるもの

イ スポーツの推進に関する計画
ロ 文化芸術の振興に関する計画
附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本計画等について適用する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に策定されている計画等のうち、清流の国ぎふスポーツ推進計画は、改正後の岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第二条第三号に掲げる基本計画等として、この条例の施行の日に、岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第三条第一項の規定による議決を経て策定されたものとみなす。

令和八年七月十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐 阜 県 庁

編 集 岐阜市三輪ふりとびあ十三十一 岐阜 文 芸 社